

明石公園旧市立図書館跡地 利活用計画(素案)

2024年(令和6年)6月 明石市

目 次

1. はじめに.....	3
2. 計画地について.....	3
3. 旧市立図書館の現状.....	4
3-1. これまでの経緯.....	4
3-2. 施設の状況.....	4
4. 整備方針と導入機能.....	4
4-1. 整備方針.....	4
4-2. 市民・公園利用者の声.....	6
4-3. コンセプトと主な機能.....	9
5. 事業計画.....	9
5-1. 施設配置イメージ.....	9
5-2. 事業費・財源.....	10
5-3. 事業手法.....	11
5-4. 事業スケジュール.....	11

1.はじめに

1974年(昭和49年)10月に明石公園内に開館した明石市立図書館は、40年以上の間、多くの市民に親しまれてきましたが、明石駅前への移転に伴い2016年(平成28年)10月に閉館しました。

その後、2017年(平成29年)からは、「あかしふるさと図書館」・「明石市生涯学習センター分室」として一時的に利用していましたが、2020年(令和2年)3月にこれらが廃止されてからは未利用の状態が続いています。

また、兵庫県から受けている都市公園法の許可については2023年(令和5年)3月31日で期限が満了し、直ちに原状回復し県に土地を返還する必要がありますが、施設の解体撤去には8億円もの費用が必要との過去の試算があり、単なる解体に対しては補助金等の制度もない状況となっています。

このような状況の中、本市としては、県と連携し必要な協力・支援を受けながら、旧施設の撤去と新施設の整備を一体で実施し、国の補助金等の活用により財政負担の抑制を図る一方で、長年市立図書館として多くの市民等に親しまれてきたこの場所の魅力を高めることを目的とし、「旧市立図書館跡地利活用計画」を策定します。

2.計画地について

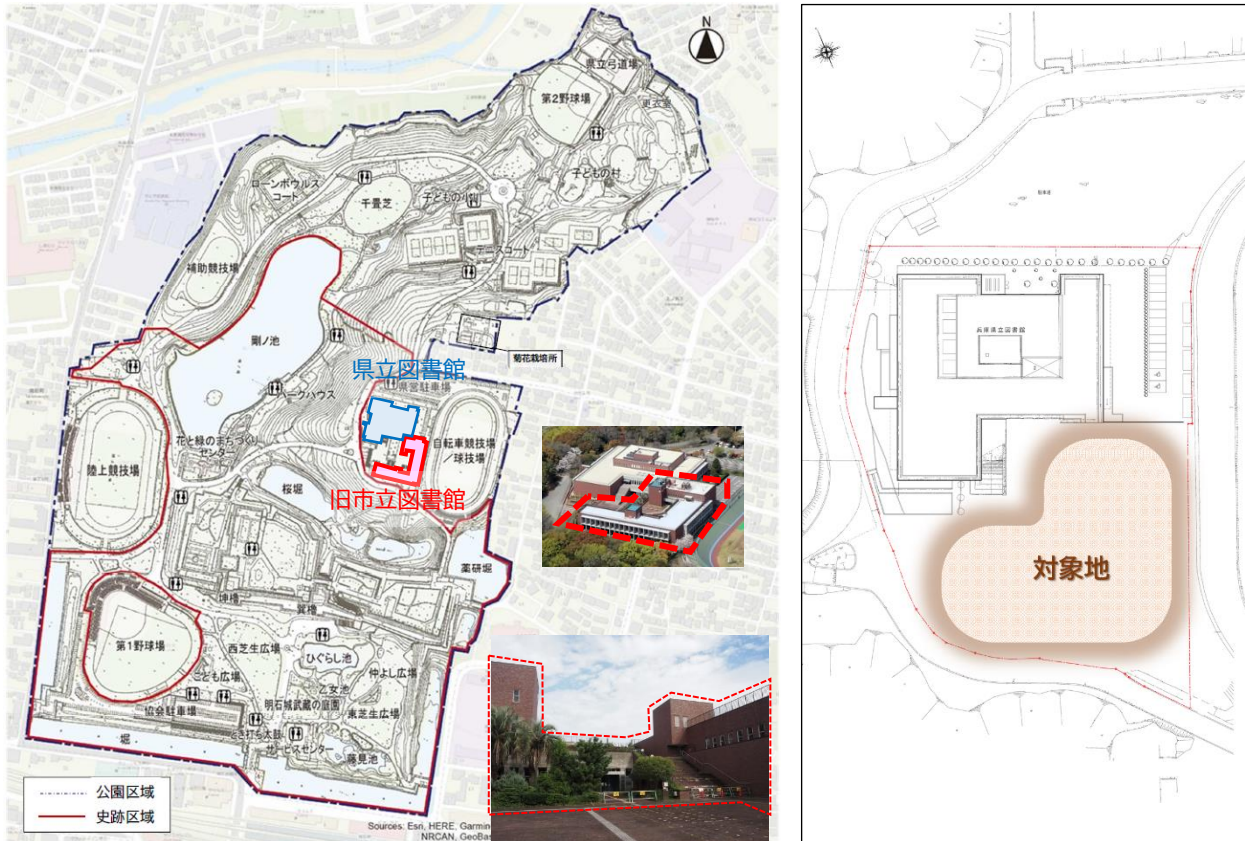
所在地:明石市明石公園1-27

敷地面積:4,860 m²(兵庫県から設置許可を受けている面積)

用途地域等:第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率200%)

第3種高度地区 都市公園 建築基準法第22条区域

都市機能誘導区域(明石東部地域(JR山陽明石駅周辺地域))



3. 旧市立図書館の現状

3-1. これまでの経緯

年月	内容
1973(S48)年 7月	明石公園内に、市立図書館の建築工事着手
1974(S49)年 7月	市立図書館竣工
1974(S49)年 10月	県立図書館と同時に市立図書館開館、県から都市公園法の許可
2016(H28)年 6月	県立図書館が耐震補強工事のため休館
2016(H28)年 10月	明石公園内の市立図書館が閉館
2017(H29)年 1月	明石駅前「パピオスあかし」にあかし市民図書館開館
2017(H29)年 8月	旧市立図書館の建物を利用して「あかしふるさと図書館」を開設
2018(H30)年 7月	県立図書館の耐震補強工事が竣工し再開館
2020 (R2)年 3月	あかしふるさと図書館を廃止(許可事由の消滅)
2023 (R5)年 3月	都市公園法による設置許可期限が満了

3-2. 施設の状況

構造	鉄筋コンクリート造3階建(地下1階建)
規模	延床面積 4,987 m ²
建築年	1974年(昭和49年)(旧耐震基準に基づき建設され耐震性に問題あり)
維持管理費	約315万円(令和4年度)(施設設備維持管理費・施設外周巡回・修繕料等)
その他	空調設備や給排水設備等、設備面の老朽化が著しく、継続して使用するためには耐震化に加え大規模改修が必要

4. 整備方針と導入機能

4-1. 整備方針

【兵庫県との合意内容】

- 市は図書館撤去と新施設の整備を一体で実施
- 県は明石市と連携を密にしつつ、必要な協力・支援を実施

【整備方針】

- 新施設は、多くの方々に愛される公園施設となるよう市において検討
- 整備に当たっては、国の補助金等を活用して財政負担の抑制を図る

【参考:都市公園法の規定】

第2条第2項

「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

【公園施設】

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の 種類	園路	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
	広場	芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャングルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	[耐震性貯水槽]
		日陰だな			テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	[放送施設]
		噴水	キャンプ場	ラダー	バスケットボール場	水族館	施設	車庫	[情報通信施設]
		水流		砂場	ル場	自然生態園	便所	材料置場	[ヘリポート]
		池		徒渉池	バレーボール場	野鳥観察所	荷物預り所	苗畑	[係留施設]
		滝		舟遊場	ゴルフ場	動植物の保護繁殖施設	時計台	掲示板	[発電施設]
		つき山		魚つり場	ゲートボール場	護繁殖施設	水飲場	標識	[延焼防止のための散水施設]
		彫像		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	照明施設	
		灯籠			温水利用型健康運動施設	野外音楽堂		ごみ処理場(廃棄物再生利用施設を含む)	※[]内は省令で定めている施設
		石組		遊戯用電車	リハビリテーション用運動施設	図書館		くず箱	
		飛石		野外ダンス場		陳列館		水道	
						天体・気象観測施設		井戸	
						スケート場		暗渠	
						スキー場		水門	
						相撲場		雨水貯留施設	
						弓場		水質浄化施設	
						乗馬場		護岸	
					鉄棒		擁壁		
					つり輪		発電施設(環境負荷の低減に資するもの)		
					これらに附属する工作物				
					(観覧席、シャワー等)				
					その他これらに類するもの				

【占用が認められる施設】

分類	公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるもの			
施設の 種類	電柱	通路	仮設工作物	工作物その他の物件又は施設
	電線	鉄道	①非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられるもの	①標識
	変圧塔	軌道	②競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられるもの	②食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設
	水道管	公共駐車場		③環境への負荷の低減に資する発電施設
	下水道管	※地下に設けられるもの		④防火用貯水槽で地下に設けられるもの
	ガス管			⑤蓄電池で地下に設けられるもの
	郵便差出箱			⑥水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
	信書便差出箱又は公衆電話所			⑦橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
				⑧索道及び鋼索鉄道
				⑨警察署の派出所及びこれに附属する物件
				⑩天体、気象又は土地観測施設
				⑪工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設
			⑫土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	

分類	保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る)			
施設の 種類	児童福祉法関係	身体障害者福祉法	老人福祉法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	障害児通所支援事業居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援のみを行う事業を除く)	身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設	老人デイサービスセンター 老人福祉センター	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設
	放課後児童健全育成事業一時預かり事業	身体障害者福祉センター		地域活動支援センター
	小規模保育事業の用に供する施設			
	保育所			幼保連携型認定こども園

4-2. 市民・公園利用者の声

【WEB アンケート】

募集期間 2024年5月1日(水)から2024年5月24日(金)まで

回答方法 市ホームページのアンケートフォーム

回答件数 96人(98件)

○旧市立図書館跡地で利用したい、あったらいいと思うのはどのような施設・機能ですか。

その施設でどのように過ごしたいですか。

誰が(誰と)	どのように	過ごし方	あったらいいと思う施設・機能
○子ども ○母親 ○高齢者 ○友人	○ゆっくりと	○遊ぶ ○読書する ○まんがを読む ○温泉でくつろぐ ○過ごす ○話す ○散歩する ○お茶する	○園路広場 ・芝生広場 ・子どもの遊び場 ○便益施設 ・飲食店 ・売店 ・宿泊施設 ○遊戯施設 ・シーソー、ぶらんこ ・アスレチック ○休養施設 ・ベンチ ○その他の施設 ・フリースペース ・在宅ワークのスペース
○愛好者	○いつでも (雨でも)	○運動する ・ダンス ・水泳 ・バレーボール ・バスケットボール ・剣道、少林寺拳法 ・卓球	○園路広場 ・屋根付きの広場 ・子どもの遊び場 ○運動施設 ・体育館 ・屋内プール ・武道場 ・スケート場
○地域住民	○非常時に	○一時避難する ○備える	○その他の施設 ・防災施設 ・備蓄倉庫
○地域住民 ○活動団体	○地域活動時に	○交流する ○支援する ○学習する ○居場所をつくる	○その他の施設 ・会議室、集会室 ・多目的な居場所 ・地域活動支援センター
○子ども・高齢者・障害者 ○生きづらさを抱えている人		○支援する	○保育所その他の社会施設 ・特別支援学校 ・認定こども園
○公園利用者		○観察する ・動物、植物 ○鑑賞する ・ライブ、コンサート ○イベントを楽しむ ○課外活用する	○教養施設 ・体験学習施設 ・自然生態園、野鳥観察所 ・植物園 ・図書館、まんが専門図書館 ・水族館 ・野外音楽堂 ○その他の施設 ・イベントホール ・ものづくりができる場 ・レンタルスペース

【ワークショップ】

日時 2024年5月19日(日) 14時00分から

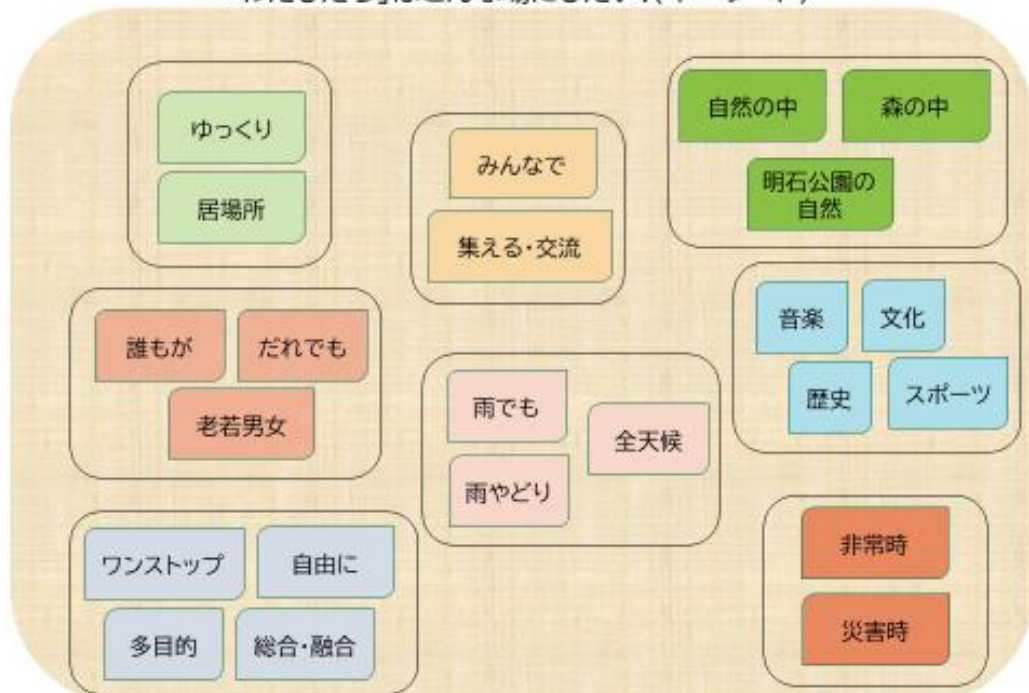
場所 ウィズあかし フリースペース

参加者:47名

各グループの発表内容「わたしたちはこんな場にしたい」

①	誰もが自由に使える森の中の多目的施設 明石の歴史や魅力がわかる場 子育てママがゆっくりできる場	⑦	野外音楽堂 おもちゃ美術館 インターネットワークシェアルーム 城下町ふるさと資料室 総合コミュニケーションセンター (温水プール・ジム・カフェ・宿泊施設) 非常時被災地支援者宿泊用施設 ↑これらをワンストップで
②	明石公園の自然を学び体験する場 スポーツ・歌・勉強など色々なことを自由に使える施設	⑧	老若男女がフラットに交流できる場 明石公園に生息する動植物の動植物園 生きづらさを持たれている方の多目的な居場所 女性の社会進出を含めコワーキングスペースの設立 体をおもいきり動かしていっぱい遊べる場 (プールなど) 起業をしたい方が試せるようなスペース (遊具や預ける場を伴う)
③	音楽で集える場所 壁のない交流ができる場所 明石公園ならではの体験ができる場所	⑨	災害が起きた時の支援・ボランティア拠点・ヘリポート 自然を楽しむ人の気軽に利用できる寄合所・休けい所、 小学生や親子がゆっくり過ごせる芝生 自然の中でゆっくり読書したり集中して勉強したりできる場
④	マッチング交流できる場 子どもや学生のための居場所 自然・文化が学べる場		
⑤	食・健康・交流・環境が融合した全天候型の場 県立図書館の場所も含めて		
⑥	雨やどりのできる場 犬もヒトも家族みんなで過ごせる施設 雨でもだれでも遊べる場所		

「わたしたち」はこんな場にしたい!(キーワード)



【ワークショップ(明石公園みんなのみらいミーティング)】

日 時 2024年6月1日(土) 15時00分から

場 所 明石公園花と緑のまちづくりセンター

参加者:約30名

参加者の発表内容「〇〇がこんな使い方をしたい」

全天候型	居場所・交流	
子育て世代が雨の日でも楽しめる場所	明石公園の自然を楽しむ人が気軽に集まれる場所	みんなが自由に休める場所(特に目的もなしに)
みんながたくさん過ごせる半屋外空間(遠足時の雨宿り)	全世代が軽飲食のできる場	誰もが明石公園の鳥や虫や植物の説明が聞ける小さな会を開く場所
遠足に来た子どもたちが雨天時に過ごせるスペース(弁当など)	子どもが雨や暑い日でも遊べて親がゆっくり見守ることができる場	高齢者が公園内の休憩所として隣り合わせになった人と談笑できる場所
みんなが利用全天候型飲食スペース	高齢者が憩い交流できる場	みんながリフレッシュから創造性への場・空間
小学生が研修宿泊できる場	誰もが24時間365日自由に無料で	居場所や各団体が使いやすい場所
遊び場	子ども向け夏休みの終わりなどに花と緑の相談所	ゆっくり読書などできる場所
就学児が遊べる大型(中型)遊具	オープンテラスを広く自由に使える休憩場所 しきりを作らない	将来を担う若い世代が明石公園のより良い使い方を考える場
子どもたちが自然の中で思いっきり遊ぶ	中高生が使える自習室・フリースペース	サークル活動をしている人たちが俳句や川柳の吟行のあと句会を開ける場所、展示も

インクルーシブ	学び・情報	
車いすで通行できる通路を設置する	ツルグリン装置で土壌動物を観察できる所	兵庫県、明石の歴史を学ぶ場所
特別支援教育の場(支援学校等)	誰もが学習できる明石公園の生き物展示コーナー	明石高齢者大学の校舎として活用する
車いすの人、足が不自由な人も移動可に	明石公園に関する歴史・自然・スポーツ資料館	明石公園の自然に興味を持ち始めた人対象の初心者向け自然の講座
アート	誰もが明石公園の自然を学び親しむ	公園利用者が国内の自然や生物について学習する場
画家が風景画を作成できる場所及び展示できる施設 運動が可能なスペースが希望	植物園・昆虫館を作る	みんなが明石公園の良さを全国に発信できる場
音楽活動している楽器演奏グループが演奏発表会ができる場所に利用したい	公園全体を使った昆虫観察会	デジタル交流・発信ワークプレイス

スポーツ	その他	
軽く走りたい人が使えるシャワー室・ロッカー	将棋会所を現在地から移転する	非常時への対応も想定しておくこと
誰もが卓球ができる	通勤・通学の人々が近道できる	あえて何も無い場(使い方を特定せず何にでも使える場)
みんながバスケットボールをできる	ペットの飼い主がドッグラン	みんなが木のぬくもりに触れることができる、例えば木造の施設
みんなが3人制バスケットボール	みんなが no park,no life	樹木の枯葉だけでなく刈草をためてミミズをわかしてほしい
みんながバレーボール		
小学生がプール		

4-3. コンセプトと主な機能

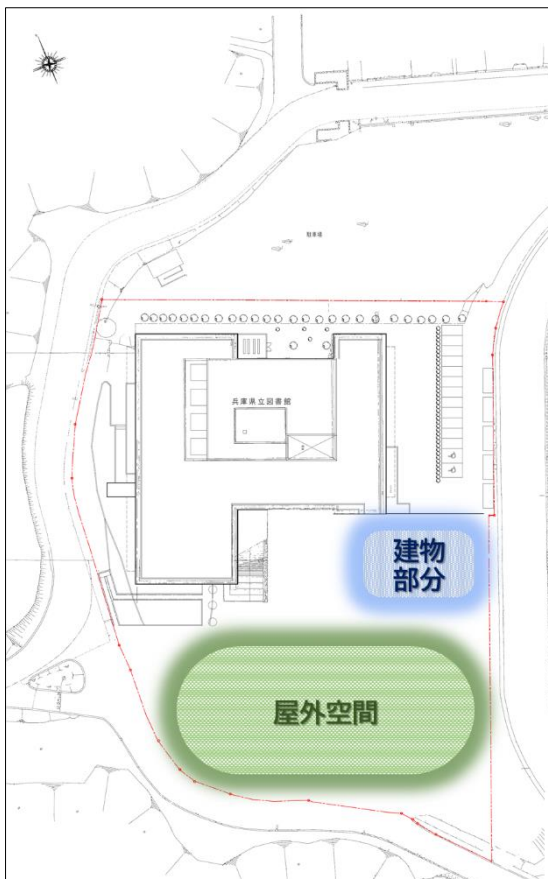
これまでに実施したワークショップやアンケートなどでいただいた声をもとに、旧市立図書館跡地に新しく整備する施設のコンセプトと導入機能を以下のとおり整理しました。

旧市立図書館跡地に新しく整備する施設	
○ コンセプト	「いつでもみんなをやさしく包む居場所」
○ 主な機能	<ul style="list-style-type: none">・いつでもだれでも心地よく過ごせる居場所としての機能・みんなが自由に集まり交流できる機能・明石公園でのさまざまな活動を支援する多目的な機能

5. 事業計画

5-1. 施設配置イメージ

建物部分 500 m²の場合



建物部分 1,500 m²の場合



5-2. 事業費・財源

①事業費

旧施設の解体工事費は過去の試算と同じ 8 億円と想定しています。

また、新たに建設する建物の延床面積は 500 m²~1,500 m²、建物以外の部分は、広場などの屋外空間と想定しています。

なお、建設費単価は1m²当たり 70 万円、屋外空間の整備費単価は 1 m²当たり5万円程度と想定しており、設計費等を含め、総事業費は現時点で約 14.5~21 億円と見込んでいます。

事業費については現時点では概々算であり、建物規模の確定等、計画策定の進捗に応じて改めて算定するとともに、設計段階でも精査します。

項目	事業費	
	建物 500 m ² の場合	建物 1,500 m ² の場合
解体工事費	8.00 億円	8.00 億円
設計費	1.00 億円	1.00 億円
建物建設費	3.50 億円	10.50 億円
屋外空間整備費	2.00 億円	1.50 億円
事業費計	14.50 億円	21.00 億円

②財源

整備する施設は都市公園法の許可を受けることができる施設であることを踏まえ、事業費の財源としては、都市構造再編集中支援事業による国庫補助や交付税措置のある地方債の活用を想定し、市の実質費用負担を8億円以内に抑えられるように計画します。

5-3. 事業手法

整備に係る事業手法については、様々な観点から比較検討の上、最も有効な手法を選択する必要があり、設計・施工分割発注方式（以下、従来方式）、デザインビルド方式（以下、DB方式）、PFI方式の3つの事業手法について比較します。

事業手法	従来方式	DB方式	PFI方式
概要	・設計業務を設計業者に発注し、その完成後に建設工事を施工業者に発注する方式	・設計及び工事をDB事業者に一括して発注する方式	・民間事業者に設計業務、施工業務（維持管理業務）を一括して発注する方式
メリット	・各段階で市の意向や市民意見を反映できるなど、柔軟性をもって事業を進めることができる。	・設計と施工業務を一括で発注することで、施工者のノウハウを活かした設計が可能となり、コスト削減効果が期待できる。 ・設計策定と並行して施工計画の検討を行うことができ、着工後の円滑な工事が期待できる。	・施設計画や維持管理計画に対して、設計・施工・維持管理を担う民間事業者のノウハウが発揮され、コスト削減やサービスの向上につながる可能性がある。
デメリット	・業務ごとの個別発注になるため、施設計画に対して施工者のノウハウが発揮されにくい。	・設計要件の整理、発注資料の作成等、設計着手までに時間を要する。	・PFI法に基づく事業者の選定となり、1～2年の期間が必要となるため、設計着手までに長い期間を要する。

旧施設について既に県の許可期限が満了しており、速やかな解体が必要となる今回のケースでは、上記事業手法のうち、DB方式が適していると考えます。

なお、発注方式（入札かプロポーザルか等）については、今後、スケジュール等を精査の上、決定しています。

5-4. 事業スケジュール

令和6年度	設計・施工者選定に向けた準備
令和7年度	設計・施工者選定→発注 撤去・建設設計着手(順次) 撤去・建設工事着手(順次)
令和8年度 ～9年度	工事完了・新施設供用開始